

平成19年4月20日
13:00～
内閣府防災A会議室

能登半島地震の復旧・復興対策
に関する関係省庁局長会議

議 事 次 第

- 1 「平成19年能登半島地震」について
- 2 関係省庁における復旧・復興対策

能登半島地震の復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議名簿

官庁名	役 職	氏 名
内閣府	政策統括官(防災担当)	増田優一
内閣官房	危機管理審議官	山浦耕志
警察庁	警備局長	米村敏朗
防衛省	大臣官房審議官	道明 昇
金融庁	総務企画局総括審議官	中江公人
総務省	財政局長	岡本 保
消防庁	次長	大石利雄
法務省	大臣官房長	池上政幸
外務省	大臣官房審議官	二階尚人
財務省	大臣官房審議官	宮島守男
文部科学省	大臣官房長	玉井日出夫
厚生労働省	大臣官房総括審議官	宮島俊彦
農林水産省	経営局長	高橋 博
経済産業省	大臣官房長	松永和夫
経済産業省	製造産業局長	細野哲弘
中小企業庁	長官	石毛博行
国土交通省	河川局長	門松 武
国土地理院	院長	藤本貴也
気象庁	次長	影山幹雄
海上保安庁	警備救難監	富賀見栄一
環境省	大臣官房長	小林 光

地元要望を踏まえた各省庁の復旧・復興対策の実施状況等

石川県及び関係市町の要望書における要望事項

1 . 応急仮設住宅の建設支援	1
2 . 被災住宅の建築・補修に対する支援	2
3 . 公的住宅（罹災者公営住宅等）建設への支援	4
4 . 上下水道・簡易水道施設、ごみ、し尿処理施設等の早期復旧と支援	5
5 . 公共土木施設、港湾・漁港施設、海岸護岸、能登有料道路、能登島大橋、能登空港、国道249号等の早期復旧及び技術支援	7
6 . 農林水産業施設の早期復旧	13
7 . 公立社会教育施設、文教施設、警察施設の早期復旧	15
8 . 医療、福祉、生活に対する速やかな支援	16
9 . 災害廃棄物の処理等に対する支援	19
10 . 観光・伝統産業や温泉旅館などの中小企業及び自営業者等への支援強化(事業活動再開への支援等)及び離職者への生活安定支援	20
11 . 自然景観、指定文化財、名勝史跡等の保全、修理に対する支援	22
12 . 風評被害の防止対策	23
13 . 地方交付税などによる財政支援・被災家屋の再建に係る固定資産税の特例措置	24
14 . 激甚災害の早期指定	26

能登半島地震に係る災害復旧対策に関する緊急要望【4月3日：石川県】

能登半島地震に係る緊急要望書【4月10日：七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・中能登町・穴水町・能登町】より

1 . 応急仮設住宅の建設支援

施策名	災害救助法に基づく「応急仮設住宅の設置」(厚生労働省)
施策の概要	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない方であって、自らの資力では住家を得ることができない方が入居するものであり、1戸当たりの規模は、29.7㎡を標準とするもの。 また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することが可能。
対応状況 (今後の方針含む)	○ 応急仮設住宅については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設することについて石川県に対して通知(3/27) ○ 上記通知の中でも、「集会施設の設置については、概ね50戸以上の応急仮設住宅を設置する場合に集会所の設置を認めているところであるが、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情が認められる場合は、厚生労働省と協議の上、10戸以上50戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できること。」としており、輪島市宅田町や門前町道下等における応急仮設住宅建設地における小規模な施設の設置について石川県からの協議があり、これを認めたところ。

2 . 被災住宅の建築・補修に対する支援

施策名	被災者生活再建支援制度（内閣府）
施策の概要	・ 自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯であって、経済的理由等により自立して生活再建することが困難な世帯に対し、生活再建支援金（最高300万円：生活必需品等100万円、住宅関連経費200万円）を支給する。 ・ 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援法人（（財）都道府県会館）が支援金を支給、国が支援金額の2分の1を補助。
対応状況 （今後の方針含む）	・ 県内全域に被災者生活再建支援制度を適用（適用日：3月25日）。 ・ 石川県は被災者生活再建支援制度に上乘せとして、住宅の再建・補修に対する経費等、最大100万円を支給する制度を独自に創設。 ・ 各市町において、被災者への説明窓口を4月17日から開設。

施策名	災害救助法に基づく「住宅の応急修理」（厚生労働省）
施策の概要	災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない方に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うもの。
対応状況 （今後の方針含む）	○ 4月12日に石川県が主催した市町担当者説明会に厚生労働省より担当者を派遣し、住宅の応急修理の概要について説明。 ○ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了することとなっているが、この期間内での実施が困難であることから、厚生労働省と石川県で具体的な延長期間について協議を実施しているところ。

施策名	被災住宅の建築・補修に対する支援（国土交通省）
施策の概要	○ 被災者の生活再建に対する、住宅金融公庫の災害復興住宅融資。 ○ 「地域住宅交付金」の活用による被災者の住宅再建支援。 ○ （社）住宅生産団体連合会、（社）全国中小建築工事業団体連合会、全国建設労働組合総連合等の住宅関連の全国団体に対する支援依頼。
対応状況 (今後の方針含む)	○ 被災者の生活再建について、３月２６日から住宅金融公庫（４月１日から（独）住宅金融支援機構に変更）の災害復興住宅融資等を実施。 ・金利が優遇された特別融資（フラット 35 の平均金利 3.018%に対し 2.1 %の低利） ・既に住宅金融公庫の融資を利用している方に対する、元利金の返済の特例措置 ○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備などの基幹的な事業と、地方公共団体の創意工夫に基づく提案事業を一体的に支援する「地域住宅交付金」を平成 17 年度に創設しており、各地方公共団体の判断により、この提案事業を活用すれば、地域における住宅政策の一環として被災者の住宅再建支援を含めた事業の支援が可能。 ○ 住宅再建を円滑に進めるため、石川県においては、既に地元工務店団体である（社）石川県建築組合連合会に対し協力要請を実施。国土交通省も、（社）住宅生産団体連合会、（社）全国中小建築工事業団体連合会、全国建設労働組合総連合等の住宅関連の全国団体に対し、状況の把握や必要に応じた支援を依頼。

3 . 公的住宅（罹災者公営住宅等）建設への支援

施策名	公的住宅（罹災者公営住宅等）建設への支援
施策の概要	○ 補助率を嵩上げ（通常 45%を 2/3 に嵩上げ）した災害公営住宅の整備(国土交通省)
対応状況 (今後の方針含む)	○ 災害により住宅を失った低額所得者等の住宅確保のため、地域の実情や被災者の意向等に配慮して被災者向けの公営住宅等を整備することは重要と認識。 ○ この場合、高齢者の方が安心して居住し続けるためには、住宅のバリアフリー化と併せて見守り機能の充実を図ることが必要であり、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等においては、住宅施策と福祉施策の連携により、バリアフリー化された高齢者向け公営住宅に生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を配置したシルバーハウジングの供給を進めてきたところ。 また、地域の実情に応じ、木造・戸建ての公営住宅の建設も可能となっている。 ○ 今回の能登半島地震による住宅の被害状況に鑑み、補助率を嵩上げ（通常 45%を 2/3 に嵩上げ）した災害公営住宅の整備が可能と考えており、被災者のご意向等を踏まえつつ、地域の要望に応えられるよう、必要な支援を実施。

4 . 上下水道・簡易水道施設、ごみ、し尿処理施設等の早期復旧と支援

施策名	上水道・簡易水道施設の早期復旧と支援(厚生労働省)
施策の概要	関係団体等と連携し、応急給水や水道施設の復旧のための支援体制を整えるとともに、水道の完全復旧に向けた技術的助言、災害復旧に係る財政支援などを行う。
対応状況 (今後の方針含む)	1 水道事業者で構成される日本水道協会と連携し、地震発生直後より応急給水や水道施設の復旧のための支援体制を整備、実施。これらの支援もあり、被災市町において4月7日には断水は全て解消。 2 水道施設の被害状況等の分析のため、関連団体等と連携し4月18日から4月20日まで現地調査団(金沢大学 宮島昌克 教授 団長)を石川県に派遣。これらの調査結果も踏まえ、引き続き技術的助言など必要な支援を行っていく。 3 水道施設の災害復旧に係る財政支援については、地震の規模、水道施設の被害の程度に応じた国庫補助を行ってきたところ。今回の地震についても、被害状況の把握に努め、所要の支援を行っていく所存。

施策名	公共土木施設災害復旧事業(国土交通省)
施策の概要	災害復旧事業
対応状況 (今後の方針含む)	下水道施設の被災状況としましては、下水処理場では水処理機能に支障があるような被害は生じませんでした。下水管きょ等についてはマンホールの隆起により閉塞し下水が滞留した箇所がありました。これについては、仮配管などによる仮復旧が行われ、これまでに下水道の使用に支障は生じていません。 現在、被災箇所における被害状況の詳細な調査が行われており、速やかな復旧工事に向け、国土交通省としても必要な助言等を行っているところです。 今後、できるだけ早期に下水道施設の復旧が図られるよう、関係自治体等と連携して全力で取り組んでまいります。

施策名	廃棄物処理施設災害復旧事業(環境省)
施策の概要	災害により被害を受けた廃棄物処理施設の原形復旧並びに応急復旧事業を行う市町村に対し、廃棄物処理施設災害復旧費補助金により支援を行うもの。 事業主体：市町村及び一部事務組合 補助率：１／２ 補助根拠：予算補助
対応状況 (今後の方針含む)	石川県内の１３廃棄物処理施設において被害が発生している状況であるが、今後できるだけ早く災害査定を実施し、本補助金により早期復旧に向けた支援を行ってまいりたい。 <対応状況> ○石川県の要請により、本省廃棄物対策課職員及び中部地方環境事務所職員計２名を現地調査班として派遣 (４/４～４/８、４/１８～２０) (参考資料１)

【施策名】測地基準点の復旧測量の実施(国土交通省国土地理院)

内容は、「５．公共土木施設、港湾・漁港施設、海岸護岸、能登有料道路、能登島大橋、能登空港、国道２４９号等の早期復旧及び技術支援」に記載

5 . 公共土木施設、港湾・漁港施設、海岸護岸、能登有料道路、能登島大橋、能登空港、国道 2 4 9 号等の早期復旧及び技術支援

施策名	治山施設災害復旧事業(農林水産省)
施策の概要	地方公共団体が施行・管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。
対応状況 (今後の方針含む)	・ 森林総合研究所の研究者及び林野庁治山課の担当官を石川県に派遣し、被害の状況の調査を行った。 ・ 県から治山施設災害復旧事業の申請に基づき、今後、速やかに現地査定を実施し、被災施設の早期復旧と再度災害の防止を図る。 (参考) ・ 現地災害査定予定 5月14日～16日

施策名	災害関連緊急治山等事業(農林水産省)
施策の概要	再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地、地すべり地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業及び地すべり防止に関する事業。
対応状況 (今後の方針含む)	・ 森林総合研究所の研究者及び林野庁治山課の担当官を石川県に派遣し、被害の状況の調査を行った。 ・ 県から災害関連緊急治山等事業の申請に基づき、県と林野庁の間で協議を実施中であり、今後事業の早期採択に努め、早期復旧と再度災害の防止を図る。

施策名	漁港関係公共土木施設災害復旧事業(農林水産省)
施策の概要	被災した、以下の施設を復旧する事業。 ・ 漁港：外郭施設、係留施設、水域施設及び輸送施設 ・ 海岸：堤防、護岸等の海岸を防護するための施設
対応状況 (今後の方針含む)	1 地震発生直後の3月26日から27日にかけて担当官等を現地に派遣し、早期復旧に向けた技術指導に努めるとともに、査定前着工を活用した応急工事に着手するなど、安全に漁業活動ができるよう万全を期しているところ。 2 今後、関係地方公共団体と密接に連絡を取りながら、地元の準備が整い次第現地査定を行い、迅速かつ着実な復旧に努めてまいりる所存。 (参考) 1 既に、8漁港26箇所において応急工事を承認し、3月29日から順次着手。 2 現地災害査定予定 1班 5月8日～5月11日 2班 6月25日～6月29日 3班 7月23日～7月27日

施策名	災害復旧事業の災害査定の早期実施(国土交通省)
施策の概要	地方公共団体が公共土木施設の早期復旧が可能となるよう公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業の災害査定を早期に実施する。
対応状況 (今後の方針含む)	災害復旧事業の災害査定を早期に実施するにあたって、国土交通省としても、各施設についての専門家及び担当官を派遣し、被害状況の把握、技術的な支援を行っており、今後も速やかな災害査定を進めるなど早期復旧が可能となるよう積極的に支援してまいります。

施策名	港湾及び海岸施設の早期復旧に向けた対応(国土交通省)
施策の概要	地元県・市と連携して、早期復旧に向けて迅速かつ適切な対応を行う。
対応状況 (今後の方針含む)	・発生直後に国の研究機関の専門家を派遣し、被害の把握と今後の復旧に向けた技術的指導・助言を実施 (今後) ・地元県・市とも連携し、早期復旧に向けて迅速かつ適切な対応を行う

施策名	能登空港の早期復旧に向けた技術支援(国土交通省)
施策の概要	・空港整備法第11条による災害復旧事業への補助 ・復旧事業にかかる技術的指導、助言等 <参考> 空港整備法第11条1項(抜粋) 地方公共団体がその管理する第2種空港又はその設置し、若しくは管理する第3種空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国が百分の八十を、当該地方公共団体がその百分の二十をそれぞれ負担する。
対応状況 (今後の方針含む)	国土交通省としては、発災直後に国土技術政策総合研究所の舗装の専門家も含めた先遣隊を現地に派遣し、能登空港の応急復旧に技術支援を行ったところである。 今後とも、恒久的な安全を確保するための本復旧に向けて、必要な支援を行っていく所存。

施策名	能登有料道路の早期復旧及び技術支援（国土交通省）
施策の概要	柳田ＩＣから穴水ＩＣ間（４８．２ｋｍ）について、路面の崩落１１箇所を含む計５１箇所の被害が生じたため、通行止めを実施。
対応状況 （今後の方針 含む）	（対応状況） ・柳田ＩＣ～徳田大津ＩＣ（２１．２ｋｍ）について、３月２９日１５時に通行止めを解除し、２車線で供用。 ・<u>徳田大津ＩＣ～横田ＩＣ（１１．１ｋｍ）は、本日（４月２０日）１５時に、横田ＩＣ～穴水ＩＣ（１５．９ｋｍ）は４月２７日１０時に全線２車線で供用開始予定。</u> ・石川県及び石川県道路公社で設置している、「能登有料道路復旧工法検討委員会」に対し、国土交通省から専門家３名を委員として派遣しているところ。 ・早期復旧に向けて、国土交通省から職員２名及び橋梁点検車等を派遣しているところ。 （今後の方針） ・国土交通省としては、１日も早い復旧に向け、必要な支援を適切に行って参りたい。

施策名	能登島大橋の早期復旧及び技術支援（国土交通省）
施策の概要	・能登島大橋においては、橋脚基部等に損傷が発生。 ・石川県は、点検の結果、今後の余震等により更なる損傷が予想され、緊急の対応が必要であると判断したことから、３月２７日０時より通行止めを実施。
対応状況 （今後の方針 含む）	（対応状況） ・国土交通省としては、石川県の要請により、３月２７日に現地に専門家を派遣し、復旧工法等に関する技術的助言を行ったところ。 ・石川県としては、橋脚断面破損箇所の修復により、従来の性能が確保できる目途がたったことから、修復工事を行い<u>４月２日午前６時に通行止めを解除。</u> ・現在、徐行にて通行を確保のうえ、橋脚破損箇所の補強工事を実施しているところ。 （今後の方針） ・国土交通省としては、１日も早い復旧に向け、必要な支援を適切に行って参りたい。

施策名	国道 2 4 9 号の早期復旧及び技術支援（国土交通省）
施策の概要	国道 2 4 9 号は落石や陥没等により 9 箇所で通行止めを実施。
対応状況 (今後の方針 含む)	(対応状況) ・現在、1 箇所で通行止め、8 箇所で通行止めを解除。 ・通行止めとなっている、輪島市町野町曾々木地内の八世乃洞門について、石川県は、仮復旧の工法が決定したことから、法面の動きを監視する体制を整備した上で、<u>夏休み前（7 月 2 0 日頃）の日中（7 時～1 8 時）の片側交互通行を目指している。</u> ・本格復旧工法については、県が設置した「国道 249 号「八世乃洞門」復旧検討会」にて検討中。 ・この検討会に対し、北陸地方整備局及び独立行政法人土木研究所の職員を委員として派遣しているところ。 (今後の方針) ・国土交通省としては、1 日も早い復旧に向け、必要な支援を適切に行って参りたい。

施策名	輪島市道 とうげふかみ 道下深見線の早期復旧及び技術支援（国土交通省）
施策の概要	・石川県輪島市門前町深見地区における輪島市道 とうげふかみ 道下深見線においては、大規模な土砂崩落が発生したため、現在も通行止めを実施。 ・迂回路である市道五十洲深見線の応急復旧により、3 月 2 6 日 1 7 時に輪島市門前町六郎木地区並びに同深見地区の孤立は解消。 ・ただし、深見地区については、余震や降雨により夜間での通行に不安が残ることから、引き続き自主避難を継続。 (市道五十洲深見線利用により 1 0 ～ 1 6 時の間は帰宅可能)
対応状況 (今後の方針 含む)	(対応状況) ・国土交通省としては、専門家を派遣し、復旧方法等の助言を行った。 ・国土交通省職員（4 月 6 日より）及び遠隔操縦式バックホウ 1 台（4 月 9 日より）を派遣。 ・輪島市では、専門家の助言をうけ、崩落斜面の移動量計測及びボーリング調査を実施しているところ。 ・なお、崩落した土砂の撤去、及び海側への仮道路の設置は完了。 (今後の方針) ・輪島市は、<u>今後、計測・調査の結果、安全が確認された段階で仮道路により、交通を確保する予定。</u> ・国土交通省としては、1 日も早い復旧に向け、必要な支援を適切に行って参りたい。

施策名	災害関連緊急砂防事業等の採択（国土交通省）
施策の概要	能登半島地震により石川県において発生した土砂災害のうち危険な状況にある箇所について土砂災害を防止するため災害関連緊急砂防事業等を採択し、砂防設備等を緊急に設置する。
対応状況 (今後の方針含む)	災害関連緊急砂防事業等を速やかに採択予定

施策名	測地基準点の復旧測量の実施(国土交通省国土地理院)
施策の概要	測地基準点は、地球上の位置（経度・緯度）や標高を正確に求めている標識（三角点や水準点）であるが、地方公共団体等が震災から復旧計画策定・工事等のために行う各種測量の基準となる三角点水準点の位置が、地震に伴う地殻変動により変位している状況にある。このため、早急に三角点・水準点の正確な位置基準及び標高を測量し、測量の基準を定める。
対応状況 (今後の方針含む)	1) 平成19年3月25日に電子基準点（GPS連続観測点）を利用して地殻変動の検出及び断層モデルを推定した。 2) 平成19年3月26日に緊急の1/10,000カラー空中写真撮影を実施した。 3) 平成19年3月29日に地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果の公表を停止した。 4) 平成19年4月12日に人工衛星データを用いて、地殻変動の詳細な面的分布を明らかにした。 5) 平成19年4月9日～13日に三角点・水準点の現況調査を実施した。 6) 平成19年5月～7月に三角点・水準点の復旧測量を実施予定。 7) 復旧測量成果を速やかに公表する。 公表予定時期 一～三等三角点：6月下旬 その他の三等三角点：9月下旬 水 準 点：8月下旬 （参考資料2）

6 . 農林水産業施設の早期復旧

施策名	農地、農業用施設災害復旧事業(農林水産省)										
施策の概要	被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行う。										
対応状況 (今後の方針含む)	・ 北陸農政局担当官、農村工学研究所専門家等を被災現地へ派遣し被災状況の調査及び技術支援を実施 ・ 4月2日から「農地・水路復旧支援室」を輪島市に設け、農業用施設等へのきめ細やかな点検や迅速な復旧作業に向けた支援体制を強化 ・ 査定を待たずに復旧事業に着手できる査定前着工を33件実施 ・ 早期の災害復旧事業着手に向け4月23日から災害査定を実施予定 (参考) 現地災害査定予定 <table> <tr> <td>1班</td><td>4月23日～4月27日</td></tr> <tr> <td>2班</td><td>4月30日～5月2日</td></tr> <tr> <td>3班</td><td>5月7日～5月11日</td></tr> <tr> <td>4班</td><td>5月14日～5月18日</td></tr> <tr> <td>5班</td><td>5月28日～6月1日</td></tr> </table>	1班	4月23日～4月27日	2班	4月30日～5月2日	3班	5月7日～5月11日	4班	5月14日～5月18日	5班	5月28日～6月1日
1班	4月23日～4月27日										
2班	4月30日～5月2日										
3班	5月7日～5月11日										
4班	5月14日～5月18日										
5班	5月28日～6月1日										

施策名	林道施設災害復旧事業(農林水産省)								
施策の概要	地方公共団体、森林組合等が維持管理する林道が被災した場合の復旧事業。								
対応状況 (今後の方針含む)	・ 被災した林道施設の早期復旧のための「応急工事の実施について」の文書を発出した。 ・ 県からの林道施設災害復旧事業の申請に基づき、今後、速やかに現地査定を実施し、被災施設の早期復旧を図る。 (参考) ・ 現地災害査定予定 <table> <tr> <td>1班</td><td>5月7日～11日</td></tr> <tr> <td>2班</td><td>5月21日～25日</td></tr> <tr> <td>3班</td><td>6月4日～8日</td></tr> <tr> <td>4班</td><td>6月18日～22日</td></tr> </table>	1班	5月7日～11日	2班	5月21日～25日	3班	6月4日～8日	4班	6月18日～22日
1班	5月7日～11日								
2班	5月21日～25日								
3班	6月4日～8日								
4班	6月18日～22日								

施策名	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業(農林水産省) ・漁業用施設災害復旧事業(農林水産省) ・災害関連漁業集落環境施設復旧事業(農林水産省)
施策の概要	- 被災した、以下の施設を復旧する事業。 ○共同利用施設 水産業協同組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場、給油施設、給水施設等 ○漁業用施設 ・沿岸漁場整備開発施設における消波施設、護岸等 ・水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設 - 災害関連漁業集落環境施設復旧事業 ○対象施設 漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、防災安全施設等
対応状況 (今後の方針含む)	- 水産業共同利用施設においては、漁業活動に支障がないよう、査定前着工を活用した応急工事を4箇所において承認したところ。 - 水産業共同利用施設、漁業用施設及び漁業集落排水施設については、災害復旧事業の対象となることから、実施主体と連携を図りながら、地元の準備が整い次第現地査定を行い、早期かつ着実な復旧に万全を期す。 (参考) ・現地災害査定予定 1班 5月8日～5月11日 2班 6月25日～6月29日 3班 7月23日～7月27日

7. 公立社会教育施設、文教施設、警察施設の早期復旧

施策名	警察施設の早期復旧(警察庁)
施策の概要	(1) 地震の被災地域において、警察署庁舎及び交番・駐在所等の施設に多くの被害を受けたことから、国庫補助対象の拡大及び補助率の嵩上げ(1/2 → 2/3)等の特別措置を講じてください。 (2) 地震の被災地域において、交通信号機や標識等の交通安全施設に多くの被害を受けたことから、国庫補助対象の拡大及び補助率の嵩上げ(1/2 → 8/10)等の特別措置を講じてください。
対応状況 (今後の方針含む)	警察活動の拠点及び地域の防災拠点となる警察施設や交通安全施設の復旧については、可能な限り努力してまいりたい。

施策名	公立学校施設災害復旧事業(文部科学省) 激甚災害に対処するための特別の財政援助(文部科学省)
施策の概要	公立学校施設災害復旧事業 公立学校の施設の災害復旧に要する経費について、その一部を負担(補助)することにより、学校教育の円滑な実施を確保する。 補助率：2 / 3 補助対象施設： ○負担金：公立の小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園の施設 ○補助金：校舎の新築復旧等に伴う応急仮設校舎等 激甚災害に対処するための特別の財政援助 公立学校施設災害復旧事業負担金に対して、設置者の標準税収入に応じて、国の負担率を引き上げる。(最大 96.7%)
対応状況 (今後の方針含む)	今回の、平成19年能登半島地震により被災した学校における教育環境の確保は、文部科学省としても最も重要視しているところ。 石川県のご要望も踏まえ、県・市町から(災害復旧の)事業計画書を受け、速やかに現地調査を実施し、早期の財政的支援を行いたいと考えている。 また、この地震は、激甚災害として指定され、特定地方公共団体となった設置者の財政状況に応じて、国庫負担率が引き上げられることとなる。 なお、教育活動に支障が生じないように、被災した学校施設の早期復旧について、事前着工の活用も含め適切な対応をとるよう石川県教育委員会に依頼したところである。

8 . 医療、福祉、生活に対する支援

施策名	被災者生活再建支援制度（内閣府）
施策の概要	・ 自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯であって、経済的理由等により自立して生活再建することが困難な世帯に対し、生活再建支援金（最高３００万円：生活必需品等１００万円、住宅関連経費２００万円）を支給する。 ・ 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援法人（（財）都道府県会館）が支援金を支給、国が支援金額の２分の１を補助。
対応状況 （今後の方針含む）	・ 県内全域に被災者生活再建支援制度を適用（適用日：３月２５日）。 ・ 石川県は被災者生活再建支援制度に上乗せとして、住宅の再建・補修に対する経費等、最大１００万円を支給する制度を独自に創設。 ・ 各市町において、被災者への説明窓口を４月１７日から開設。

施策名	医療、福祉、生活に対する速やかな支援(厚生労働省)
施策の概要	
対応状況 (今後の方針含む)	1. 被災者等の健康に対する対応 ・災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について、石川県等に周知(3/25) ・いわゆる「エコノミークラス症候群」予防Q&Aを石川県等に情報提供し、関係機関等への周知を依頼(3/26) ・「能登半島地震緊急避難時における肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)予防に関する提言」を石川県等へ情報提供し、関係機関等への周知を依頼(3/27) 2. こころのケア対策 ・石川県に対し、「災害時の地域精神保健医療に関するガイドライン」を周知(3/26) ・被災者の心理的な問題を把握し、適切な対応を行うため国立精神・神経センター精神保健研究所の専門医2名及び当省精神・障害保健課の担当官を現地に派遣(3/27) 3. 高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応 ○避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を石川県及び金沢市に通知(3/25) ○避難生活が必要となっている在宅の高齢者、障害者等の要援護者に対して、福祉施設における定員を超えての受入、空きスペースなどを福祉避難所として提供することなど、緊急的な措置への対応を全国社会福祉協議会を通じ石川県内の社会福祉法人に依頼(3/27) ○廃用症候群関連 ・避難生活に伴う廃用症候群の発症予防のための留意事項等及び利用者向け資料の周知及び活用について、石川県、富山県、金沢市及び富山市へ通知(3/26) ○被災した要介護の高齢者等に対する避難所等における対応、介護保険施設等における受け入れ、利用者負担の減免、保険料の徴収猶予・減免及び要介護認定事務の取扱い等の緊急的な措置への対応について石川県、富山県、金沢市及び富山市へ通知(3/27) ○被災地における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援のため、点字や音声、文字等による災害情報の提供、手話通訳者等の派遣等の対応について、石川県へ通知(3/26) ○被災地における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援のため、視聴覚障害者関係団体に対し、点字や音声、文字等による災害情報の提供、手話通訳者等の派遣等について協力依頼(3/26)

- 避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、石川県等から、旅館、ホテルに対して、避難所として受入要請があった場合の協力について、全国旅館生活衛生同業組合連合会に依頼(3/28)
 - 被災地における障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について、石川県へ通知(3/28)
 - 罹災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設に対して、他都道府県からの派遣等が必要となった場合には、国へ申し出るよう通知(3/30)
 - 石川県及び金沢市に対し、避難所等にいる要援護高齢者等への介護サービスの提供について、介護サービスが必要な者及びその需要を把握し、対応が困難な場合には、介護サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えるよう通知(3/30)
 - 被災した要援護障害者等に対する避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、利用者負担の減免等の緊急的な措置への対応について石川県、富山県、金沢市及び富山市へ通知(4/3)
 - 要援護者の社会福祉施設等への受入れ等について考えられる取組や留意事項及び特例措置等について石川県、富山県、金沢市及び富山市へ通知(4/6)
4. 避難所における被災者への対応
- 避難所の生活環境の整備について次の事項を石川県に通知(3/27)
 - ・避難所について、被災者に対するプライバシーの確保、寒さ対策等、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うこと
 - ・食品の給与について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと。

9 . 災害廃棄物の処理等に対する支援

施策名	災害等廃棄物処理事業(環境省)
施策の概要	市町村が災害のために実施した生活環境保全上特に必要とされる ・ 廃棄物の収集、運搬及び処分 ・ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ・ 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分 に係る事業に対し、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村等を支援するもの。 事業主体：市町村及び一部事務組合 補 助 率：1 / 2 補助根拠：廃棄物処理法第 2 2 条
対応状況 (今後の方針含む)	現在、石川県内の 2 市 4 町（輪島市、七尾市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町）において災害廃棄物処理事業を実施している状況であるが、今後できるだけ早く災害査定を実施し、本補助金により支援を行ってまいりたい。 < 対応状況 > ○ 一般廃棄物処理の全国団体（日本環境保全協会）に傘下企業におけるバキューム車、パッカー車の派遣協力を要請（3/26） ○ 石川県の要請により、本省廃棄物対策課職員及び中部地方環境事務所職員計 2 名を現地調査班として派遣（4/4～4/8、4/18～20） ○ 「家庭、避難所などにおけるノロウイルス患者の方の発生に伴う廃棄物の捨て方などに関する留意事項」を石川県及び輪島市に通知（4/6） （参考資料 1）

10 . 観光・伝統産業や温泉旅館などの中小企業及び自営業者等への支援強化（事業活動再開への支援等）及び離職者への生活安定支援

施策名	離職者等への生活安定支援(厚生労働省)
施策の概要	
対応状況 (今後の方針含む)	1 能登半島地震対策本部の設置 ・多様な事案に総合的かつ迅速に対応するため、石川労働局長を本部長とする対策本部を設置（3/25） 2 特別労働相談窓口の設置 ・石川労働局並びに同局管内のすべての公共職業安定所及び労働基準監督署に特別労働相談窓口を設置(3/26) 3 雇用保険に係る失業認定日の変更の取扱いの実施 ・雇用保険の基本手当の受給者が、地震のためやむを得ず指定され認定日に公共職業安定所に来所できない場合の認定日変更措置を実施(3/26) 4 雇用保険失業給付に係る特別措置 ・災害救助法が適用された市町村の事業所であって、災害により休業することとなった事業所に雇用される方が、一時的な離職を余儀なくされた場合に、雇用保険の基本手当を支給する特別措置を実施(3/26) 5 雇用促進住宅を被災者の当面の居住の場として提供 ・独立行政法人雇用・能力開発機構が所有している雇用促進住宅を、特別措置として、被災者（離職者以外も含む。）の当面の居住の場として提供するよう、機構に対して弾力的運用を要請（3/26）

施策名	被災中小企業への支援（経済産業省）
施策の概要	1．政府系中小企業３機関や商工会連合会、主要商工会議所等に特別相談窓口を設置。 2．政府系中小企業金融機関において、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件の緩和。 3．小規模企業共済災害時即日貸付の適用。 4．激甚災害法に基づく中小企業に関する特別の支援措置。 5．政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の金利引き下げ措置。 6．能登半島地震被災中小企業復興支援ファンドへの支援。 （参考資料３参照）
対応状況 （今後の方針含む）	1．～３．は、３月２６日より実施。 4．及び５．は、４月２０日に閣議決定、２５日に公布・施行の予定。 6．は、４月２０日に発表、ファンドの設立は準備中。

施策名	伝統的工芸品産業（輪島塗）に対する支援（経済産業省）
施策の概要	1．全国伝統的工芸品センター（池袋）や、各地で、「輪島塗復興展（仮称）」を開催し、輪島塗のＰＲを実施することによる需要の拡大を支援し、産地復興の一助とする。 2．また、輪島塗と観光のコラボレーションにより、他の地域から消費者を輪島に呼び込み、産地を知り、また、輪島塗の製作等を体験してもらうための事業 等を支援する。
対応状況 （今後の方針含む）	経済産業省として、地域のご要望を踏まえて最大限その復興を応援していく。

1 1 . 自然景観、指定文化財、名勝史跡等の保全、修理に対する支援

施策名	国宝重要文化財等保存整備費補助金(文化庁)
施策の概要	国指定等文化財の修理事業について、国庫補助事業を行っているが、災害復旧事業については、通常の修理事業に基づき算定した補助率（５０％）に２０％を加算した率で補助することができる。（さらに、所有者の財政状況等によって、最高８５％まで加算が可能）
対応状況 (今後の方針含む)	今回の、能登半島地震により被災した文化財の早期復旧は、文化庁としても喫緊の問題として認識している。 石川県のご要望も踏まえ、今回被害を受けた国指定等文化財の災害復旧事業について、石川県教育委員会や文化財の所有者等と協議しながら早期復旧に努めたいと考えている。 また、地方公共団体指定の文化財の所有者等からの要請に基づき、被災文化財の修理方針等における技術的指導・助言についても、適切に対処していきたい。 なお、文化財の早期復旧のため、平成１９年４月５日～６日にかけて文化財調査官２名を石川県に派遣し、破損状況の確認を行うとともに県、市担当者等と今後の修復等について協議を行った。

施策名	自然環境整備交付金事業(環境省)
施策の概要	地方公共団体の行う国定公園の公園事業、長距離自然歩道整備事業を支援するための経費。 交付対象事業 地方公共団体が行う国定公園等における歩道、園地、公衆便所、駐車場、博物展示施設、自然再生施設等の整備事業。 交 付 先 都道府県 事業主体 都道府県、市町村 交 付 率 ４５／１００
対応状況 (今後の方針含む)	現在、石川県において能登半島国定公園等の利用施設の詳細な被害状況を調査中。 環境省としては、被害を受けた施設の復旧について、自然環境整備交付金により支援する方針。

1 2 . 風評被害の防止対策

施策名	能登半島地震に関する観光風評被害対策（国土交通省）
施策の概要	風評被害防止のため、旅行者に現地の正確な情報が適切に提供されるよう、旅行会社に協力要請し、海外への情報提供についても、国際観光振興機構の海外事務所等において、常に最新の情報を提供する。
対応状況 (今後の方針含む)	【これまでの取り組み】 ○（社）日本旅行業協会、（社）全国旅行業協会に対して、旅行者に現地の正確な情報を適切に提供すること、旅行会社に対する説明の場を設けたい等の要請があった場合に協力することについて、文書で要請。 ○日本観光協会台湾事務所及び国際観光振興機構海外事務所において、常時現地の正確な情報を提供するよう、両団体に要請。 ○国土交通省ホームページの「国土交通省の観光政策」のトップページに、石川県の観光情報のページにリンクするためのバナーを掲載。 ○「旅フェア2007」((社)日本観光協会主催)会場内に能登支援コーナーを無料で設置。(パネル展示、観光パンフレットの配布等) ○（社）日本旅行業協会の国内委員会メンバー等による現地視察団の派遣。 【今後の予定】 ○（社）日本旅行業協会の国内委員会を能登（和倉温泉）で開催。

13. 地方交付税などによる財政支援・被災家屋の再建に係る固定資産税の特例措置

施策名	地方債・地方交付税などによる地方財政措置(総務省)
施策の概要	【地方債】 ●補助災害復旧事業債 国の補助を受けて行う災害復旧事業又は国が直接行う災害復旧事業に係る地方負担額に対し、地方債を同意（許可） < 充当率 > 公共土木、公立学校施設 100% 農地、農業施設 80% ●単独災害復旧事業債 国の補助を受けないで単独で行う災害復旧事業に対し、地方債を同意（許可） < 充当率 > 公共土木、公立学校施設 100% 農業施設 65% 【地方交付税】 ●普通交付税 ○繰上げ交付 普通交付税の交付時期（4月、6月、9月、11月）の特例として、被災地方団体における資金繰りを円滑にするため、一定の基準により、交付時期を繰り上げて交付する。 ○地方債の元利償還金の算入 災害復旧事業のために発行された地方債の元利償還金の一定割合を基準財政需要額に算入する。 （算入率） 補助災害復旧事業債；95% 単独災害復旧事業債；47.5%～85.5% ●特別交付税 ○現年災害に対する措置 災害発生に伴う特別の財政需要を考慮し、災害復旧事業費、り災世帯数、農作物被害面積等を指標として算定する。
対応状況 (今後の方針含む)	< 実施済 > 応急対策や復旧対策に取り組まれる被災団体における資金繰りを円滑にするため、大きな被害を受けた石川県内の輪島市、七尾市はじめ3市4町の7団体に対して、6月に交付すべき普通交付税の一部（総額26億2,900万円）を繰り上げて、4月12日に交付。 < 今後の方針 > 関係地方公共団体の実情を十分にお聞きして、地方交付税や地方債による地方財政措置を講じ、その財政運営に支障が生じることのないよう適切に対処してまいりたい。 特に被災者の生活再建を支援する方策については、県から一定期間にわたり被災者のニーズに機動的・弾力的に対応できる復興基金の設立の要望もあるので、今後、県の考えをよく伺い検討し、被災地の復興のため、万全の措置を講じてまいりたい。

施策名	被災家屋の再建に係る固定資産税の特例措置(総務省)
施策の概要	
対応状況 (今後の方針含む)	能登半島地震に係る特例措置については、平成 20 年度税制改正に向けて検討。 (参考) 現行の特例措置 ○ 住宅用地特例の継続適用 震災等により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、2 年度分は住宅用地とみなして課税標準を 3 分の 1 (小規模住宅用地は 6 分の 1) とする措置が講じられている。 ○ 代替家屋の特例 新築された住宅については、3 年度分固定資産税額を 2 分の 1 減額する特例措置が講じられている。 これに加えて、次の 2 つの震災においては、被害の甚大さ、地域社会・経済への影響等を考慮し、滅失または損壊した家屋の代替家屋について、固定資産税及び都市計画税を減額する措置が講じられている。(住宅については、上記の新築住宅特例と連乗) 阪神・淡路大震災 新築又は改築後 4 年度分 2 分の 1、その後 2 年度分 3 分の 1 減額 新潟県中越地震 新築又は改築後 4 年度分 2 分の 1 減額

14．激甚災害の早期指定

施策名	激甚災害の指定(内閣府)
施策の概要	災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するもの。
対応状況 (今後の方針含む)	激甚災害の早期指定を実施した。 4月20日 能登半島地震について、以下の政令を閣議決定。 「平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」

「平成 19 年能登半島地震」の被災自治体に対する支援について

環 境 省

「平成 19 年能登半島地震」により被害を受けた市町が実施した廃棄物処理施設の復旧及び災害廃棄物の処理について、環境省として「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」及び「災害等廃棄物処理事業費補助金」により、被災市町を支援していく。

【廃棄物処理施設災害復旧費補助金】

1. 目 的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業に対する補助。

2. 概 要

事業主体	市町村（一部事務組合を含む）
補 助 率	1 / 2
補助根拠	予算補助

【災害等廃棄物処理事業費補助金】

1. 目 的

災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用に対する補助。

2. 概 要

事業主体	市町村（一部事務組合を含む）
対象事業	市町村が災害その他の事由（漂着ごみ被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。
補 助 率	1 / 2
補助根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

家庭、避難所などにおけるノロウイルス患者の方の発生に伴う廃棄物の捨て方など に関する留意事項

環境省廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
適正処理・不法投棄対策室

ノロウイルス患者のふん便やおう吐ぶつには大量のウイルスが含まれています。2次感染防止のため、ふん便やおう吐ぶつ及びそれらが付着した物は、次の方法で廃棄し、収集運搬等の処理を確実に実施してください。

1 各家庭からの廃棄

おむつや、拭き取りに使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄しましょう。(この際、ビニール袋に廃棄物が十分に浸る量の次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約 1,000ppm)を入れることが望ましい。次亜塩素酸ナトリウム等の重さで袋が破れないよう適宜小分けにしましょう。)

塩素系の漂白剤の使用に当たっては「使用上の注意」を確認しましょう。

2 避難所からの廃棄

(1) 避難所の方が行う排出の方法

避難所等で集団発生が認められる場合には、おむつや拭き取りに使用したペーパータオル等は、廃棄物が十分に浸る量の次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約 1,000ppm)を入れた丈夫なビニール袋を二重にして使用する等密閉容器に入れて廃棄しましょう(次亜塩素酸ナトリウム等の重さで袋が破れないよう適宜小分けにしましょう。)

廃棄に際しては、下水道が整備されている場合には、できるだけ、おむつに付着したふん便やおう吐物はトイレから流して下さい。

二重のビニール袋等に入れた廃棄物は、収集運搬されるまでの間、避難所等で保管する必要があります(できる限り保管期間を短くしましょう)が、他の廃棄物と区別して保管してください。

(2) 収集運搬作業を行う方の収集運搬の方法

収集運搬時には、二重のビニール袋等当該容器から容器内のものが飛散・流出しないよう、パッカー車を用いずに平ボディ車等で収集し、運搬してください。

(3) 市町村(市町村が民間業者等市町村以外の者に委託する場合を含む)における処理

収集運搬車が収集した当該密閉容器は、積み替えを行わず、市町村等の焼却施設又は市町村が処分を委託した感染性廃棄物の処分業者の感染性廃棄物の処理施設に直接運搬し、焼却処理等の感染性を失わせる方法での処理を確実に行う必要があります。

す。

(参考)

消毒に、塩素系の漂白剤(市販品:キッチンハイター等)を使用する場合は、表示されている次亜塩素酸ナトリウム濃度を確認のうえ次を参考にして濃度調整をしてください。

例として、塩素系の漂白剤であるキッチンハイター(国立感染症研究所感染症情報センターの資料では塩素濃度5%とされている。)を使用した場合の調製方法を示します。

15リットルのバケツに水を5リットル入れ、以下の量のハイター液を加える。

濃度 0.1 % (1,000ppm) の場合: 100 ミリリットル (ハイターのキャップで約4杯分)

3. 廃棄物処理作業におけるノロウイルス2次感染防止対策について

ノロウイルス患者のふん便やおう吐物には大量のウイルスが含まれています。

廃棄物及びし尿収集運搬作業等に当たっては、ノロウイルス患者のふん便やおう吐物及びそれらが付着した廃棄物が他の廃棄物とともに排出されている可能性があります。

これら廃棄物の排出方法については、別途周知を図っているところですが、収集作業時等には、ウイルスが大量に含まれた廃棄物が飛散する恐れがあります。

また、ノロウイルスは乾燥すると容易に空中に漂い、これが口に入って感染することがあるので、2次感染防止を徹底する必要があります。

ついては、作業者に対する2次感染防止の徹底を図るため、以下の措置を講じて下さい。

- (1) 作業時には、不浸透性の手袋、マスク、防護めがね等を着用すること。
- (2) 作業終了後は、手指や防護具、着衣を洗浄すること。

手指洗浄や着衣や防護具にふん便やおう吐物が付着したときの消毒方法については、厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ & A」を参考として以下のように行ってください。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html#19>

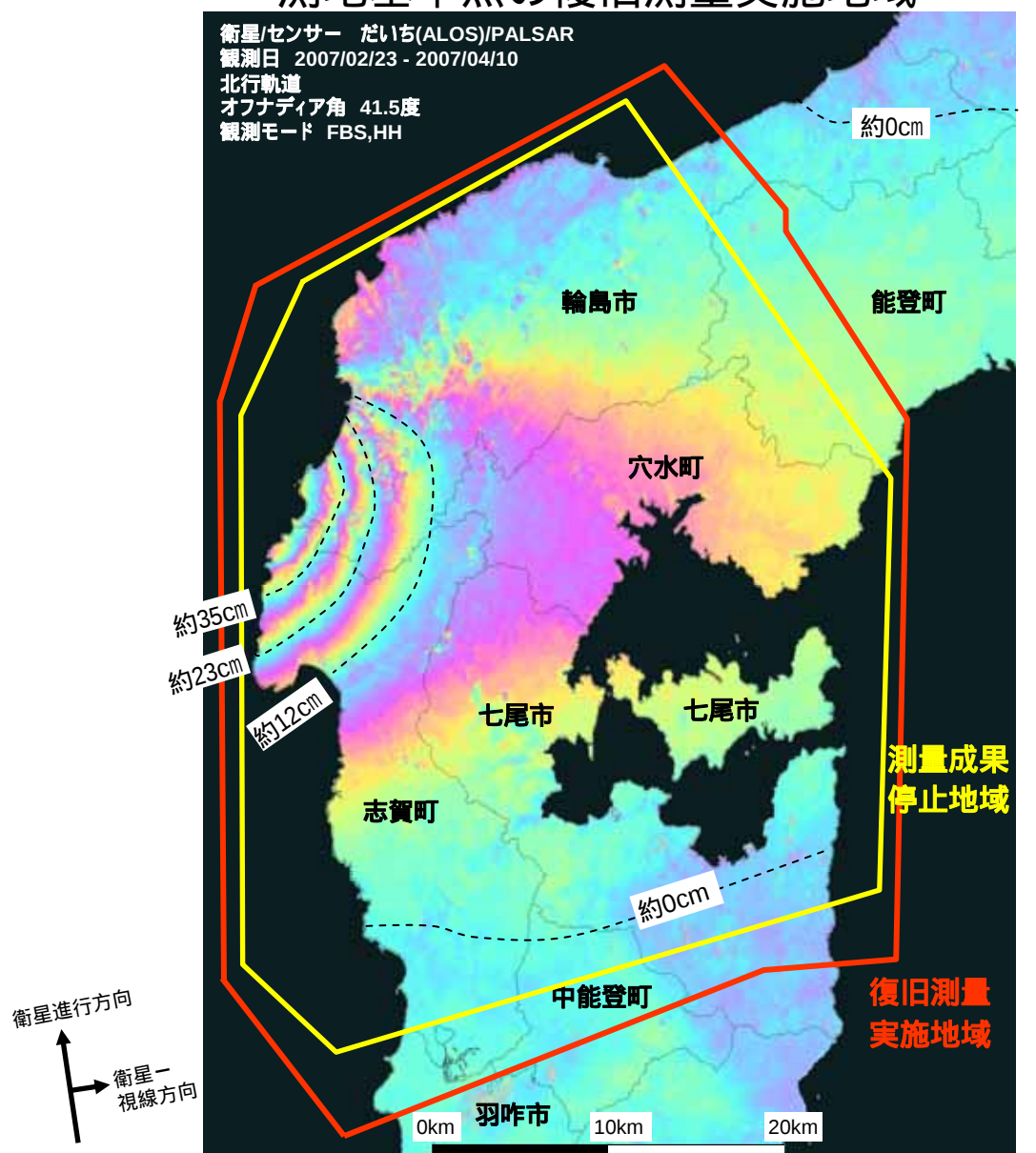
手指洗浄

手指洗浄時には、指輪等はずし、石けんを十分泡立て、ブラシなどを使用して手指を洗浄します。すすぎは温水による流水で十分に行い、清潔なタオル又はペーパータオルで拭きます。石けん自体にはノロウイルスを直接失活化する効果はありませんが、手の脂肪等の汚れを落とすことにより、ウイルスを手指から剥がれやすくする効果があります。

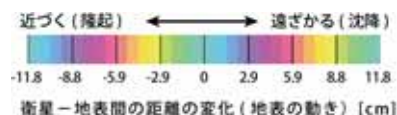
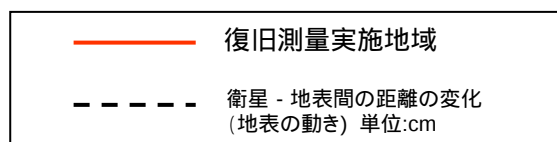
着衣の洗浄、消毒

ふん便やおう吐物が着衣に付着した場合には、着衣を洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いします。その際にしぶきを吸い込まないよう注意してください。下洗いした着衣の消毒は85℃・1分間以上の熱水洗濯が適しています。ただし、熱水洗濯が行える洗濯機がない場合には、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約200ppm)の消毒が有効です。その際も十分すすぎ、高温の乾燥機などを使用すると殺菌効果は高まります。また、下洗い場所を次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約200ppm)で消毒後、洗剤を使って掃除をする必要があります。次亜塩素酸ナトリウムには漂白作用があります。薬剤の「使用上の注意」を確認してください。

平成19年(2007年)能登半島沖地震に伴う 測地基準点の復旧測量実施地域



Analysis by GSI from ALOS raw data (c)METI/JAXA



衛星 - 地表間の距離の変化(地表の動き)として

七尾市、穴水町は最大約10cm

志賀町、輪島市は最大約45cmの変位が見られる。

GPS連続観測の解析結果と総合すると

最も変位の多い場所は、輪島市門前町付近で、**隆起量**がおよそ35cm、**水平変動量**は、およそ40cmと推定される。

能登半島沖を震源とする地震災害に係る 被災中小企業者対策について

．これまでに行った措置

1．特別相談窓口の設置（3月26日より）

以下に特別相談窓口を設置。

- 石川県の政府系中小企業金融3機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会。
- 中小企業基盤整備機構北陸支部。
- 中部経済産業局。

2．災害復旧貸付の適用（3月26日より）

今般の地震災害により被害を受けた中小企業者を対象に、石川県の政府系中小企業金融3機関が、運転資金又は設備資金を一般貸付とは別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用。

3．既往債務の返済条件緩和等の対応（3月26日より）

石川県の政府系中小企業金融3機関及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、手続の迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応。

4．小規模企業共済災害時即日貸付の適用（3月26日より）

今般の地震災害により被害を受けた石川県の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行なう災害時即日貸付を適用。

．新たに決定した措置

1．激甚災害法に基づく中小企業支援措置（政令指定）（4月25日より）

石川県の4市町（七尾市、輪島市、志賀町、穴水町）の被災中小企業者等に対し、これらの区域の中小企業者等の被害状況が、局地激甚基準に該当することから、次の中小企業支援措置を講じる。

○ 中小企業信用保険法の特例

- ・ 通常の付保限度額と同額を別枠として設定（有担保で 2 億円、無担保で 8 千万円）
- ・ 保険料率の引き下げ（平均 0 . 8 7 → 0 . 4 1 %）
- ・ 普通保険のてん補率の引き上げ（ 7 0 % → 8 0 %）

○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の延長（通常 7 年を 9 年に延長）

【適用期間】 3 月 2 6 日 ~ 1 0 月 2 4 日

2 . 政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の金利引き下げ（個別閣議決定）（4 月 2 5 日より）

上記指定区域の中小企業者等に対し、政府系中小企業金融 3 機関（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）の災害復旧貸付につき、特別利率を適用。

・ 貸付利率の貸付当初 3 年間の金利引き下げ

基準金利（国民公庫： 2 . 5 %、中小公庫・商工中金： 2 . 4 %）

→ 特別利率（ 1 . 4 0 %） 貸付利率は 4 月 20 日現在

・ 貸付限度額

全機関を通じ、1 貸付先当たり融資額のうち 1 , 0 0 0 万円（中小企業団体は 3 , 0 0 0 万円）

【適用期間】 3 月 2 6 日 ~ 1 0 月 2 4 日

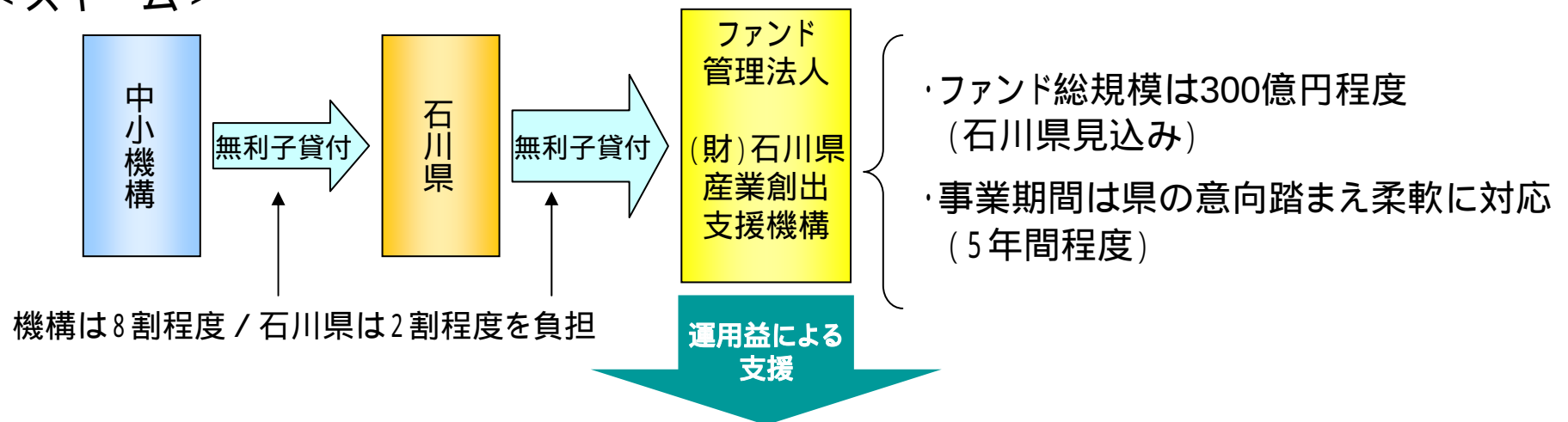
3 . 被災中小企業復興支援ファンド

参考資料を参照。

能登半島地震被災中小企業復興支援ファンド (参考資料) による復興支援

中小企業分野の激甚災害指定を踏まえ、世界に冠たる輪島塗をはじめとする被災地域を支えている産業の復興を支援するため、高度化融資のスキームにより、石川県と中小企業基盤整備機構とで被災中小企業復興支援ファンドを組成し、石川県が行う、返済金利の無利子化、被災中小企業の建物・生産施設等に関する復旧支援、災害復興のための地場製品のPR等を支援。

<スキーム>



- ・政府系金融機関による災害復旧貸付(激甚災害指定により1.4%に引き下げた貸付金利)の無利子化
- ・被災中小企業の建物、生産設備等の撤去、復旧に係る費用の一部の支援(ハード支援)
- ・災害復興のための地場製品PRや、風評被害対策の観光PR等に対する支援(ソフト支援)
- ・災害復旧前の既往債務に対する利子補給等

等

なお、事業者の希望により、災害救助法の適用を受けた地域の被害共同施設の復旧等のための高度化融資事業(中小機構と県とで無利子貸付)も利用可能。
(○貸付割合; 必要資金の90%以内、○償還期限; 20年以内)

震災復興のための産業支援

中小企業向けの地域資源・商店街関連予算の活用

ジャパンブランド事業

(19年度予算 13億円の内数)

- ・国際市場で通用するブランド力の構築のための事業(補助率2 / 3)
(* 輪島商工会議所は17～18年度実施。)

地域資源全国展開プロジェクトの実施

(19年度予算 25億円の内数)

- ・商工会・商工会議所が地域資源の特産品や観光を全国展開するための事業
(定額補助。商工会議所900万円・商工会800万円)

商店街復旧・活性化対策

(19年度予算 29億円の内数)

- ・復旧を要する共同施設(街路灯、アーケード、カラー舗装等)の整備事業(補助率1 / 2)
(例: 商店街の個店復旧の際に統一的な景観を作り出すファサード整備等)

伝統的工芸品産業関連予算の活用

産地組合等による伝統的工芸品産業支援事業を活用した輪島塗産地の支援

(19年度予算 2億円の内数)

- ・新商品開発及び展示会への支援(事業規模: 2,000万円程度)(補助率1 / 2)

財団法人伝統的工芸品産業振興協会による支援

(19年度予算 8.3億円の内数)

- ・輪島塗復興展(仮称)の開催
- ・輪島塗産地でのふるさと体験事業の実施(補助率: 2 / 3)

農林水産省

平成19年4月19日
農 林 水 産 省
(15時00分現在)

平成19年能登半島地震に関する農林水産関係被害と対応

(※ これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。)

1 地震の概要(気象庁調べ)

- (1) 発生日時：平成19年3月25日(日)9時42分頃
- (2) 震源・深さ：石川県能登半島沖(北緯37.2度、東経136.7)、約11km
- (3) 地震の規模：M6.9(暫定値)
- (4) 震度5弱以上観測された地域
 - 震度6強 石川県七尾市、輪島市、穴水町
 - 震度6弱 石川県志賀町、中能登町、能登町
 - 震度5強 石川県珠洲市
 - 震度5弱 石川県羽咋市、宝達志水町、かほく市
新潟県刈羽村
富山県富山市、滑川市、舟橋村、氷見市、小矢部市、射水市
- (5) 津波情報：珠洲市長橋、金沢において20cmの津波を観測(11:30注意報解除)

2 被害状況

下表は県等からの報告を取りまとめたもの。

区 分	主な被害	被害額(億円)	被害地域
農地、 農業用施設等	農道等の損壊 657箇所 海岸保全施設等 20箇所 集落排水施設のパイプ破損等 20箇所	(52)	石川県 富山県 岐阜県
林野関係	林地荒廃 27箇所 治山施設 3箇所 林道被害 303箇所 木材加工施設等 23箇所	(20)	石川県 岐阜県 新潟県
水産関係	漁港の岸壁舗装面の陥没、ひび割れ等 45漁港142箇所 共同利用施設 15施設 漁業用施設 24施設 集落排水施設(管路)の破損等 2施設 定置網 4ヶ統	(66)	石川県 富山県
卸売市場関係	敷地の亀裂、施設の一部破損 1地方卸売市場	調査中	石川県
合 計		(138)	

注) 被害額の()は調査中のものを含む。

<参考> 人的被害(消防庁情報：4月18日18時15分)

死者：1人、負傷者：336人

3 対応状況

体制・情報収集・調整

【省内等】

- ・農林水産省内において「能登半島沖地震関係局庁連絡会議」を開催（3月25日12:00、18:15、26日19:30、30日16:00）
- ・北陸農政局において「北陸農政局災害対策本部」を設置（3月25日10:00）
- ・「能登半島沖を震源とする地震に関する災害対策関係省庁連絡会議（内閣府防災担当主催）」が開催（3月25日17:00、26日18:30、30日17:00）
- ・現地連絡対策室（輪島市役所）に北陸農政局から連絡員を配置（3月27日～）

【現地調査】

- ・防災担当大臣を団長とする政府調査団へ経営局より派遣（3月25日～26日）
- ・北陸農政局担当官が石川県下の現地調査を実施（3月25日～26日）
- ・北陸農政局長及び関係部課長が石川県下の現地調査を実施（3月27日）
- ・山本農林水産副大臣が石川県下を現地調査（4月12日）

農林水産物及び関係施設に関する対応

【農地、農業用施設関係】

- ・北陸農政局から農業用ダムの現地調査のため専門家を派遣（3月26日）
- ・北陸農政局（防災課長）から管内4県に対し、被災した農地・農業用施設等の早期復旧のための「査定前着工の積極的活用等について」の文書を発出（3月26日）
- ・農村振興局担当官が石川県下の現地調査を実施（3月28日～29日）
- ・北陸農政局整備部長、地質官他2名が石川県下の現地調査を実施（3月28日～29日）
- ・北陸農政局災害査定官が石川県下の集落排水施設について現地調査を実施（3月29日）
- ・農村工学研究所専門家（2名）を石川県下に派遣し、ダム、ため池、海岸保全施設の被災状況調査及び技術支援を実施（3月29日）
- ・北陸農政局（農村振興課長）から石川県に対し、仮設住宅等の早急な建設のための「能登半島地震災害に対応した農地転用手続きの迅速な対応について」の文書を発出（3月28日）
- ・北陸農政局災害査定官が石川県下の集落排水施設について現地調査及び技術支援を実施（3月29日）
- ・北陸農政局が「農地・水路復旧支援室」を石川県奥能登農林総合事務所内（輪島市）に設置（4月2日）
- ・石川県からの要請により、被災地現地技術支援のため北陸農政局査定官を石川県下に派遣（4月3日～4日）
- ・農村工学研究所専門家（2名）を石川県下に派遣し、地滑り箇所の被災状況調査及び技術支援を実施（4月5日）
- ・農村災害復旧専門技術者等が災害査定に向けた現地技術支援を実施（4月7日～）
- ・農村工学研究所専門家（1名）及び北陸農政局地質官他（3名）が現地調査・技術支援を実施（4月13日）
- ・農村工学研究所専門家（5名）及び農村振興局災害査定官（1名）、北陸農政局地質官他（2名）が現地調査・技術支援を実施（4月16日～17日）
- ・農村工学研究所専門家（5名）及び北陸農政局地質官他（2名）、関東農政局災害査定官（1名）が現地調査・技術支援を実施（4月17日～18日）

【林野関係】

- ・林地荒廃の被害状況現地調査のため林野庁及び森林総合研究所の担当官を石川県下に派遣(3月27日～28日)。
- ・林野庁(治山課)から、震度3以上を観測した17県に対し、「能登半島地震における治山施設の緊急点検について」の文書を発出(3月26日)
- ・林野庁(整備課)から被災県(北陸4県)に対し、被災した林道施設の早期復旧のための「応急工事の実施について」の文書を発出(3月27日)

【水産関係】

- ・水産庁、水産工学研究所の担当官を石川県下及び富山県下に派遣し、被災漁港現地調査及び技術支援を実施(3月26日～27日)
- ・水産庁(防災漁村課)から被災県に対し、被災した水産関係施設の早期復旧のための「応急工事の積極的な活用について」の文書を発出(3月27日)

【金融関係】

- ・農林漁業金融公庫において相談窓口を設置(3月26日)
- ・北陸農政局から系統金融機関に対し金融上の措置を適切に講ずるよう要請(3月26日)
- ・被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係機関に依頼(3月27日)